



連載／初心者E子の 実務レッスン講座

税理士 森 康博

●もり やすひろ

税理士。東京メトロポリタン税理士法人等数社を経て、2014年四谷二丁目税理士法人代表社員に就任。【近況】ただいま子供の夏休み真っ盛り！でも気づけば夏休みも残り3週間。かたや宿題の進捗は3割程度。月末の状況を考えてと…今から身震いしてしまう今日この頃です。

第238回

オリンピックと税金

E子 8月は猛暑のうえに寝不足で、ちよつと疲れました。

部長 寝不足？ オリンピックかな？

E子 はい。始まる前はほぼ興味ゼロだったのですが、いざ始まってみると、何だかんだで、夢中になっていました。

部長 その気持ちは分かるな。

E子 知らない競技も見てみると何だか面白かったりして、よかったです。

部長 私からするとスケートボードとかさっぱり分からないが、一所懸命に頑張るところを見ると、若い子たちの文化に少しだけでも触れられた気がして、よかったと感じたな。

E子 でも、ちよつと心配していることもあります。

部長 それは何だろう？

E子 選手はメダルをもらうと、報奨金ももらえるらしいですが、きつと申告とか大変でしょうね…。

部長 なんだ！ 人の税金のことが気になるのかい？

E子 まあ、せっかく頑張ってもらったものですから、お手柔らかに、と言いますか…。

部長 では、今日はオリンピックの税務について簡単に教えてあげよう。

E子 メダリストになったみたいでドキドキです！

部長 まずはE子くんが心配している報奨金だ。報奨金と言っても、どこからもらうかによって変わってくるんだ。

E子 オリンピック協会から金メダルはいくら、銀メダルはいくら、と決められた報奨金がある、と聞いたことがあります。

部長 オリンピック協会は正式には公益社団法人日本オリンピック協会、と言うが、ここから支払われるオリンピックの報奨金と、オリンピック協会に所属する各競技団体からの報奨金は、所得税は非課税とされている。

E子 あら、よかったです！ 選手はお金のために頑張ったわけではないと